

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 当分の間、保健師、看護師または准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができるとする保育所における保育士の数の算定に係る規定について、入所させる乳児の数が 4 人以上とする基準を緩和することとします。（付則関係）
- (2) 保育所に他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員の専従に係る基準を緩和することとします。（別表第 1 関係）
- (3) 施設長による懲戒に係る規定を削除することとします。（別表第 1 関係）
- (4) 設置者は、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を行うよう努めることとします。（別表第 1 関係）
- (5) 設置者（障害児入所施設等の設置者を除く。）は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めることとします。（別表第 1 関係）
- (6) 設置者（助産施設および児童家庭支援センターの設置者を除く。）は、入所者の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとします。（別表第 1 関係）
- (7) 設置者は、入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車および降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認することとします。また、施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の送迎を目的とする自動車（一部の自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備え、入所者の降車の際に当該装置を用いて入所者の所在の確認を行うこととし

ます。（別表第1関係）

(8) 保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができることとします。（別表第10関係）

(9) その他

ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、(3)は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (保育所の職員の特例)</p> <p>2 <u>入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなす。</u></p> <p>3～9 省略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の</u></p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (保育所の職員の特例)</p> <p>2 別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師<u>(以下この項において「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなす。<u>この場合において、入所させる乳児の数が4人未満である保育所にあっては、設置者は、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士とみなされる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>3～9 省略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員</u></p> <p>(1) <u>設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。</u></p>

保護に直接従事する職員については、この限りでない。

4 人権への配慮等

(1)～(3) 省略

(4) 児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関する児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

(5) 省略

5 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(3) 省略

(4) 施設長（助産施設、保育所および児童厚生施設の施設長を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきをすること。

(2) 前号の規定は、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

4 人権への配慮等

(1)～(3) 省略

(削除)

(4) 省略

5 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うよう努めること。

(3) 省略

(4) 児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）（助産施設、保育所および児童厚生施設の施設長を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法によ

(5) 省略

6 省略

7 業務継続計画の策定等
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 設置者 (障害児入所施設等の設置者に限る。第4号において同じ。)
は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援または児童発達支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

り、入所者を入浴させ、または清しきをすること。

(5) 省略

6 省略

7 業務継続計画の策定等

(1) 設置者 (障害児入所施設等の設置者を除く。第4号において同じ。)
は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下この号、次号および第4号において「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 施設長 (障害児入所施設等の施設長を除く。次号において同じ。)
は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うよう努めること。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

(5) 設置者 (障害児入所施設等の設置者に限る。第8号において同じ。)
は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する障害児入所支援または児童発達支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下この号、次号および第8号において「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2)～(4) 省略
(新設)

(6)～(8) 省略

8 安全計画の策定等

(1) 設置者（助産施設および児童家庭支援センターの設置者を除く。第5号において同じ。）は、入所者の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する児童福祉施設の外での活動、取組等を含む児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

(2) 施設長（助産施設および児童家庭支援センターの施設長を除く。次号において同じ。）は、安全計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の安全の確保に関して入所者の保護者との連携が図られるよう、入所者の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。

(5) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

9 自動車を運行する場合の入所者の所在の確認

(1) 施設長は、入所者の児童福祉施設の外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の

(新設)

	<p><u>乗車および降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握する</u> <u>ことができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p>(2) <u>施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、</u> <u>入所者の送迎を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席</u> <u>ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外</u> <u>の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に</u> <u>入所者を見落とすおそれがないと認められるものを除く。）を日常</u> <u>的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の入所者の見</u> <u>落としを防止する装置を備え、入所者の降車の際に当該装置を用いて</u> <u>入所者の所在の確認を行うこと。</u></p>
<u>8～16 省略</u>	<u>10～18 省略</u>
別表第2 省略	別表第2 省略
別表第3（第6条関係）	別表第3（第6条関係）
1～4 省略	1～4 省略
5 養育等	5 養育等
(1) 省略	(1) 省略
(2) 養育の内容は、乳幼児の年齢および発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊びおよび運動のほか、健康状態の把握、 <u>別表第1第9項第1号</u> に規定する健康診断および必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとすること。	(2) 養育の内容は、乳幼児の年齢および発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊びおよび運動のほか、健康状態の把握、 <u>別表第1第11項第1号</u> に規定する健康診断および必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとすること。
(3) 省略	(3) 省略
6・7 省略	6・7 省略

別表第4 省略

別表第5 (第6条関係)

1 設備

(1)～(4) 省略

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第8項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア～エ 省略

(6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第8項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

別表第4 省略

別表第5 (第6条関係)

1 設備

(1)～(4) 省略

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第10項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア～エ 省略

(6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第10項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

2～7 省略
別表第6・別表第7 省略

別表第8（第6条関係）

1～6 省略

7 健康診断

- (1) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第9項第1号の入所時の健康診断に当たり、障害の原因および機能障害の状況を診断すること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第9項第1号の入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因およびその状況を診断すること。

8 省略

別表第9 省略

別表第10（第6条関係）

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

- (1)～(3) 省略

（新設）

2～7 省略
別表第6・別表第7 省略

別表第8（第6条関係）

1～6 省略

7 健康診断

- (1) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第11項第1号の入所時の健康診断に当たり、障害の原因および機能障害の状況を診断すること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第11項第1号の入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因およびその状況を診断すること。

8 省略

別表第9 省略

別表第10（第6条関係）

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

- (1)～(3) 省略

(4) 別表第1第3項第2号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、または幼保連携型認定こ

	<p><u>ども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。</u></p>
3 省略	
4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの長は、別表第1第9項第1号の入所時の健康診断に当たり、難聴の原因および機能障害の状況を診断すること。	
5 省略	
別表第11（第6条関係）	
医療型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準	医療型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準
1・2 省略	1・2 省略
3 別表第8第3項、第4項第1号および第7項第2号ならびに別表第10第3項の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、別表第8第4項第1号中「生活指導および職業指導」とあるのは、「生活指導」と読み替えるものとする。	3 別表第8第3項、第4項第1号および第7項第2号ならびに別表第10第2項第4号および第3項の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、別表第8第4項第1号中「生活指導および職業指導」とあるのは「生活指導」と、別表第10第2項第4号中「福祉型児童発達支援センター」とあるのは「医療型児童発達支援センター」と読み替えるものとする。
別表第12以下 省略	別表第12以下 省略

児童福祉施設の設備および運営に関する基準条例の改正概要

1. 改正の概要

(1) 保育所等に関し以下の取組を行うため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「国基準」)が改正されたことに伴う改正

- ① 保育所等における児童の安全確保のための計画(安全計画)の策定の義務化
- ② 保育所等における業務継続計画策定等の努力義務化 (既に義務化されている障害児関係施設を除く。)
 - 児童福祉施設(既に義務化されている障害児入所施設・児童発達支援センターを除く。)における業務継続計画策定等の努力義務化
 - 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のために講ずるべき措置の具体化(研修および訓練の実施)
- ③ 保育所等と児童発達支援事業所等の併設を可能とするため、設備および人員の専従規定の緩和
 - 併設する施設の設備・職員を兼ねることができない→利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、設備・専従の人員について共用・兼務が可能
- ④ 保育所等における看護師等(※1)のみなし配置に関する要件緩和 ※1 保健師、看護師または准看護師
 - 看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる規定…乳児の在籍人数が4人以上の場合に限定→乳児の在籍人数を問わない

(2) 民法等の一部改正により、国基準が改正されたことに伴う改正

懲戒権の規定削除

- 児童福祉施設の長が、「入所中の児童に対し親権を行う場合であって懲戒するとき、または懲戒に関する児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと」とする「懲戒権」に関する規定を削除。

(3) 保育所等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る規定を加えるため、国基準が改正されたことに伴う改正

- ① 自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること
- ② 送迎用バスに車内の園児の見落としを防止する装置(※2)を装備し、当該装置を用いて降車時の①の所在確認をすること ※2 警報を発して運転手等に車内の確認を促す機能、カメラ等のセンサーにより車内に置き去りにされた乗員を検知する機能を備えた装置など

児童福祉施設の設備および運営に関する基準条例の改正概要

2. 施行日 令和5年4月1日

※(2)は、公布日から施行

※(1)①(保育所除く)および(3)②は、施行から1年間の経過措置

なお、(3)②の安全措置を装備するまでの間は、車内の園児の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることを条件に付す

3. 参考(改正概要一覧)

注)○:改正箇所、-:改正なし

条例名	施設種別	(1)				(2)	(3)
		①安全計画	②業務継続計画	③専従規定緩和	④看護師等のみなし	懲戒権	①所在確認 ②安全装置
滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	○	-	○ ※放課後等デイサービスは除く	-	○	○ ※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は所在確認のみ
滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	○	-	-	-	○	○ ※所在確認のみ
滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	・児童福祉施設（保育所等）	○	○ ※障害児関係施設は既に策定義務あり	○ ※児童発達支援のみ該当	○	○	○ ※保育所、児童発達支援センタ以外は所在確認のみ
滋賀県認定こども園の認定に関する条例	・幼稚園型認定こども園 ・保育所型認定こども園 ・地方裁量型認定こども園	-	-	-	○	-	○
滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例	・幼保連携型認定こども園	-	○	○	○	○	-